

CLAYTON UTZ

オーストラリア北部準州に対する投資

クレイトン・ユッツ法律事務所

弁護士 加納寛之

平成22年9月14日

講演内容

1. クレイトン・ユッツ法律事務所の紹介
 1. 沿革と概要
 2. エネルギー&資源グループ
2. オーストラリアに対する外国からの投資
 1. 対豪投資に対する規制の枠組み
 2. 外国政府企業による投資に関するガイドライン
 3. 最近公表された新改正法
3. 北部準州に特有の事情(先住権)について
 1. 先住権の分布状況
 2. 北部準州における探鉱権取得のプロセス

クレイトン・ユッツ法律事務所

沿革と概要

- オーストラリア四大法律事務所の一つ
- 1833年設立(117年の歴史)
- 弁護士約800人、従業員総数約1800人
- 国内オフィス(主要6都市):
 - シドニー(NSW)、メルボルン(VIC)、ブリスベーン(QLD)
 - キャンベラ(ACT)、ダーウィン(NT)、パース(WA)
- 日本の弁護士資格を有する日本人弁護士(パーマネント)

クレイトン・ユッツ法律事務所

エネルギー&資源グループ

- オーストラリア最大のエネルギー&資源業務グループ
- 各オフィスにエネルギー&資源業務のみを専門に扱う弁護士
- 多くは大手鉱業・鉱山会社の社内弁護士としての経験
- 一部は連邦政府・各州政府専属の弁護士としての経験
- エネルギー&資源産業に影響を及ぼす重要な法律的、商業的及び政治的な問題点に関する確かな理解
- エネルギー&資源関係の権益取得、探鉱案件への参画、ジョイントベンチャー、長期供給契約、資金調達、Due Diligenceなど

講演内容

1. クレイトン・ユッツ法律事務所の紹介
 1. 沿革と概要
 2. エネルギー&資源グループ
2. オーストラリアに対する外国からの投資
 1. 対豪投資に対する規制の枠組み
 2. 外国政府企業による投資に関するガイドライン
 3. 最近公表された新改正法
3. 北部準州に特有の事情(先住権)について
 1. 先住権の分布状況
 2. 北部準州における探鉱権取得のプロセス

外資審議委員会

(Foreign Investment Review Board - "FIRB")

- 外国投資に関する政策と執行に関する連邦政府の諮問機関
- 外資審議委員会の役割
 - 外資買収法の運用・執行
 - 豪州の外国投資に関する政策の立案
- 外資審議委員会の承認は、「外国投資家」がオーストラリアの会社・事業・資産に関する「重大な利益」を取得する前に必要
- 「外国投資家」とは？
- 「重大な利益」とは？

外資審議委員会に対する届出・承認

1. 一般的基準(買収対象の資産価値・取得比率)
 1. 豪州企業・事業(2.31億ドル以上)の株式・権益の15%以上
 2. 外国企業(豪州子会社・資産が2.31億ドル以上)の15%以上
 3. 外国企業(総資産が2.31億ドル以上で、かつ豪州子会社・資産が総資産の50%以上を占める場合)の15%以上
2. 特則(買収対象の資産価値・取得比率に関係なし)
 1. 土地(各種リース・鉱業権などを含む)の取得
 2. 外国政府、政府機関、外国政府系ファンドによる買収

外資審議委員会による審査手続

- 事前届出－義務的届出と自主的届出
- 審査期間－30日間(最大90日までの延長あり)
- 公表期限－審査終了後10日以内
- 有効期間－12ヶ月間
- 審査結果－連邦財務大臣の自由裁量
 1. 買収提案の承認
 2. 買収提案の禁止(「国益」基準)
 3. 買収提案の条件付承認

「国益(National Interest)」基準

- 外資買収法に定義なし
- 外資政策(高度に政治的)
- 外資審議委員会・連邦財務大臣の広い裁量
- 事案ごとの個別的判断
- 判断要素
 - 積極(経済効果・雇用促進・技術導入・資源開発など)
 - 消極(国家安全保障・地域利益など)

ガイドラインー外国政府企業による投資

- 2008年2月17日、連邦財務大臣により発表
- 外国政府、外国政府機関、外国政府が所有する企業、外国政府系ファンド等による投資を対象
- 今までの外資規制・ガイドラインに追加
 - 特則(買収対象の資産価値・取得比率に関係なし)
 - 「国益」が基準
 - 外資審議プロセス・判断基準の透明性を高める目的
- 六項目の確認的な判断要素

六項目の判断要素

1. 外国政府からの独立性(企業統治・資金調達など)
2. 法の遵守と共通のビジネス行動規範(投資方針など)
3. 市場競争に対する影響(競争の阻害、不当な支配・集中の有無など)
4. 豪州の歳入その他の政策との融合性(税・環境など)
5. 豪州の国家安全保障(国防戦略に与える影響など)
6. 豪州の事業に与える影響全般(積極・消極要因)

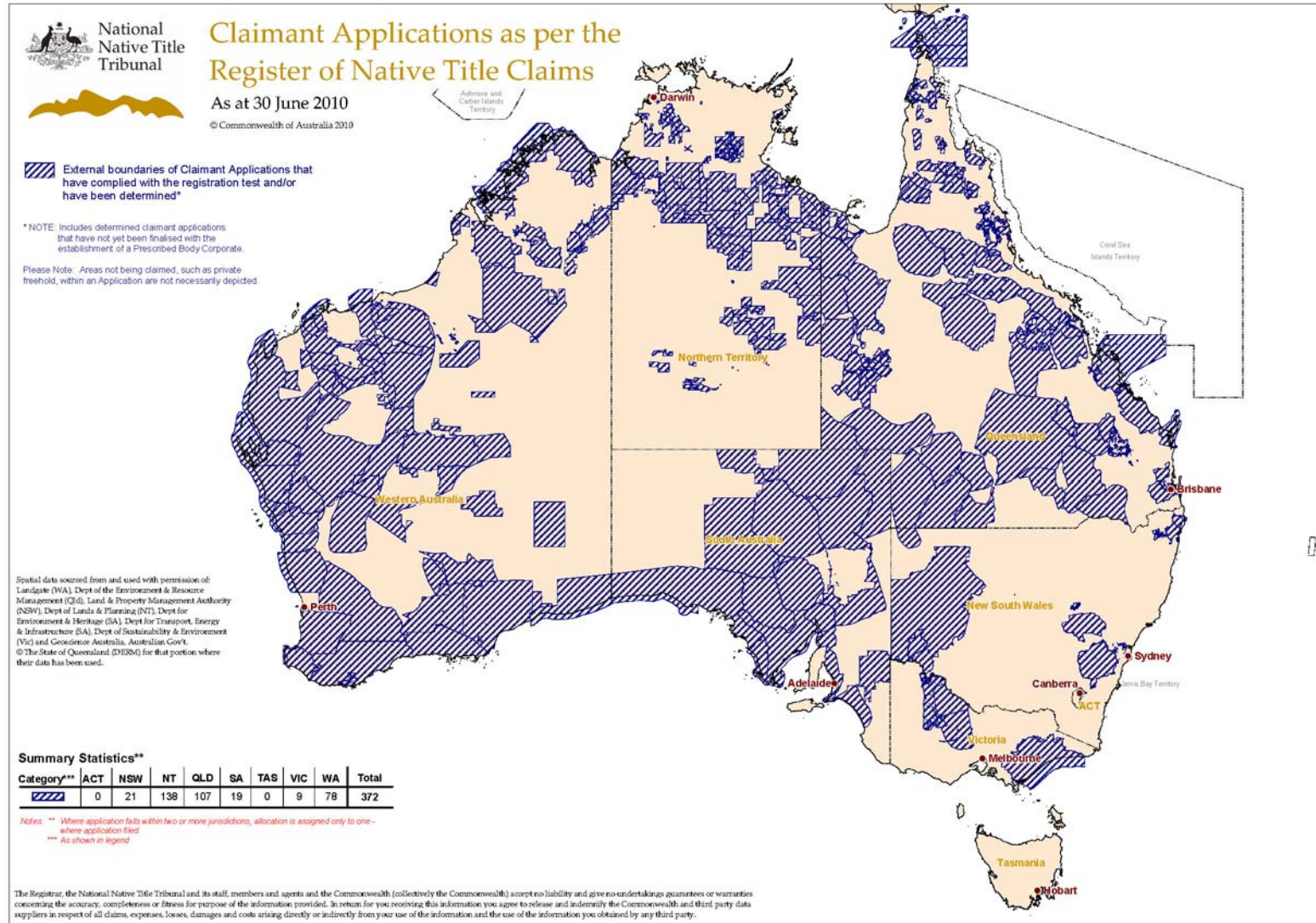
新改正法—転換社債等の規制

- 2010年2月12日成立
- 2009年2月12日に遡って適用される
- 外国からの投資を基本的に歓迎する立場を確認
- 転換社債を株式に対する投資と同視するなど、今までに不明確だった点を明らかにする趣旨
- 審議プロセス・判断基準の明確性を高める目的

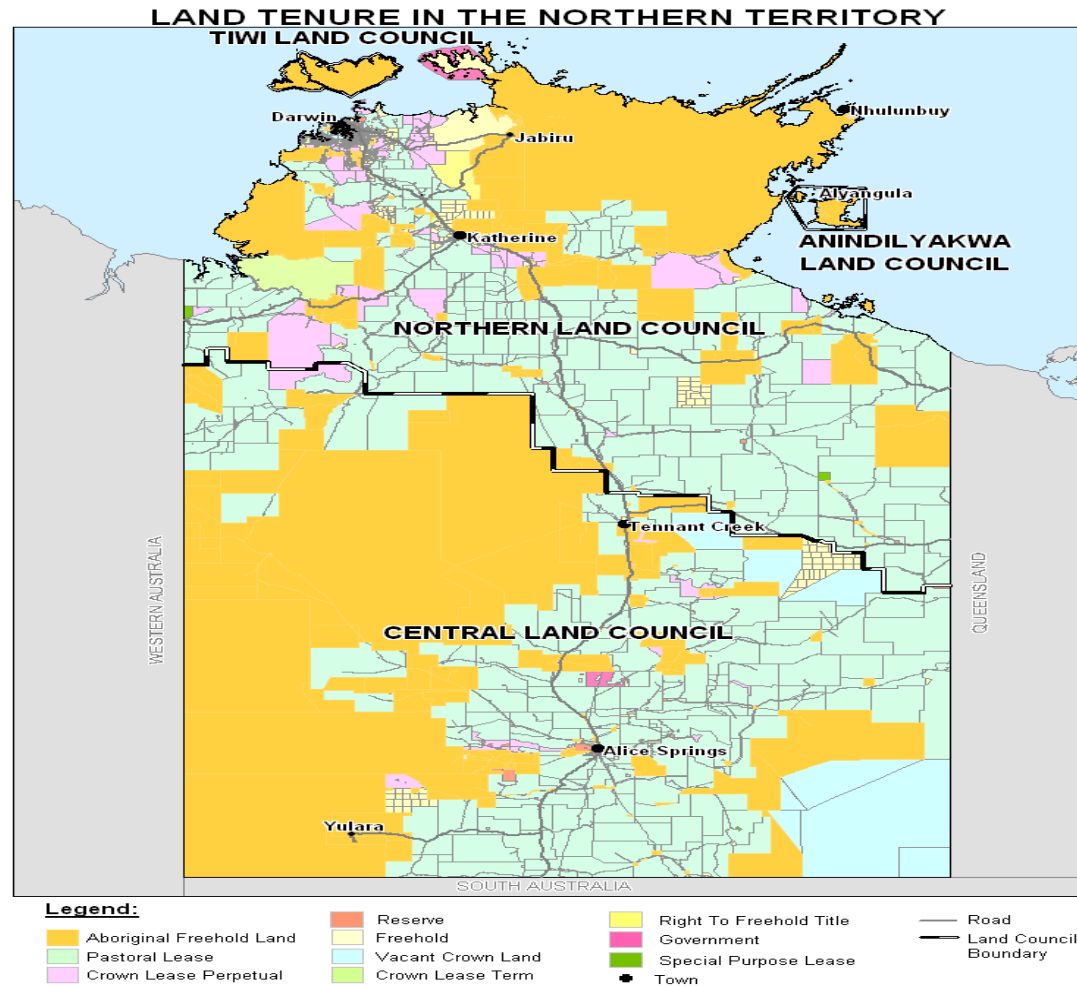
講演内容

1. クレイトン・ユッツ法律事務所の紹介
 1. 沿革と概要
 2. エネルギー&資源グループ
2. オーストラリアに対する外国からの投資
 1. 対豪投資に対する規制の枠組み
 2. 外国政府企業による投資に関するガイドライン
 3. 最近公表された新改正法
3. **北部準州に特有の事情(先住権)について**
 1. 先住権の分布状況
 2. 北部準州における探鉱権取得のプロセス

登録済の先住権(申請)の分布

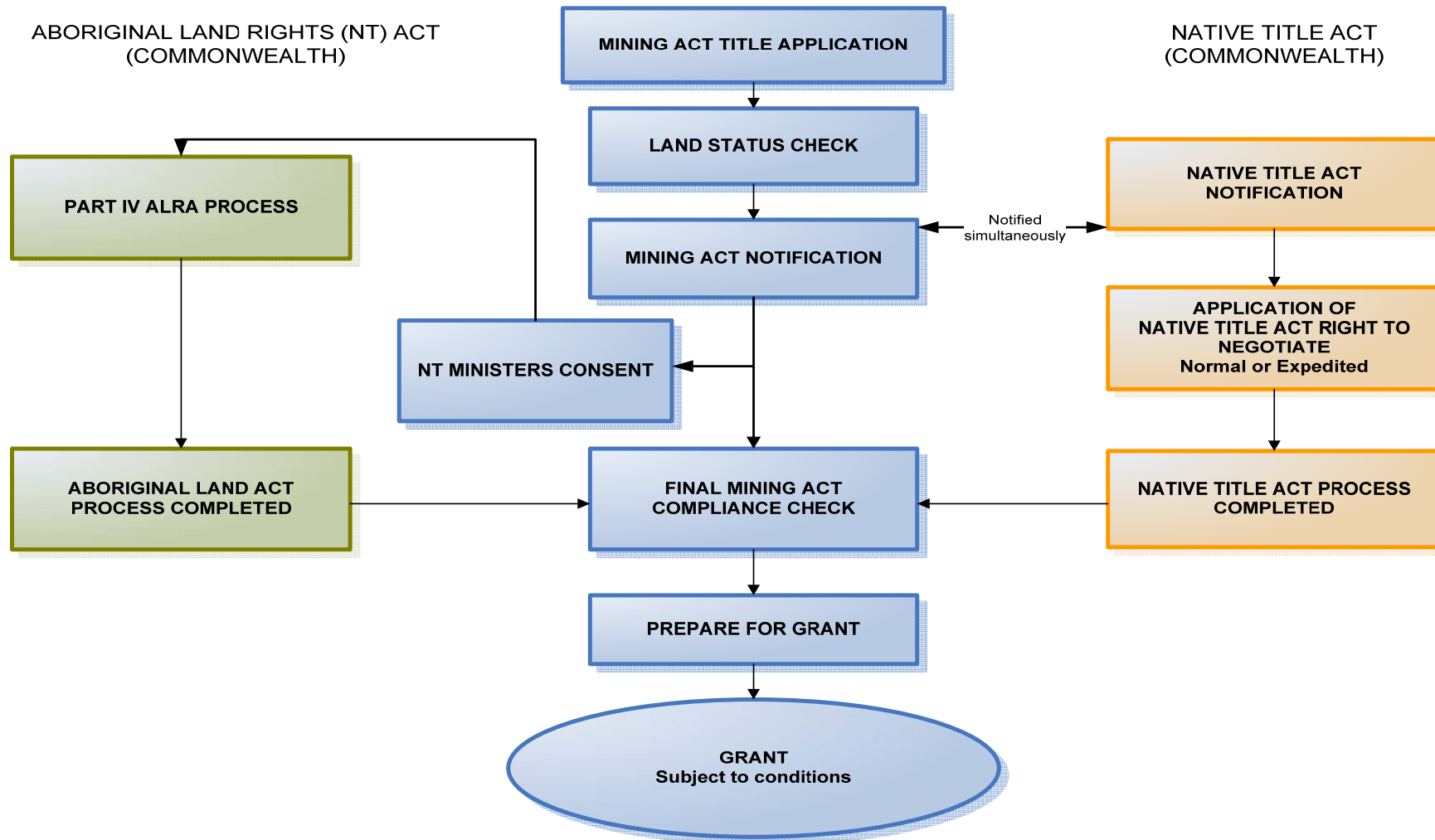


北部準州における先住権等の分布



北部準州における探鉱権取得プロセス

GENERAL PROCESS FOR THE GRANT OF EXPLORATION TITLES



講演内容

1. クレイトン・ユッツ法律事務所の紹介
 1. 沿革と概要
 2. エネルギー&資源グループ
2. オーストラリアに対する外国からの投資
 1. 対豪投資に対する規制の枠組み
 2. 外国政府企業による投資に関するガイドライン
 3. 最近公表された新改正法
3. 北部準州に特有の事情(先住権)について
 1. 先住権の分布状況
 2. 北部準州における探鉱権取得のプロセス

CLAYTON UTZ

オーストラリア北部準州に対する投資

クレイトン・ユッツ法律事務所

弁護士 加納寛之

平成22年9月14日